

ID: 646

担当部署: 子ども若者部 子ども若者応援課

処分の概要	不正利得の徴収		
法令名 根拠条項	児童手当法 第14条第1項		
法令番号	昭和46年法律第73号		
【基準】 法第14条の規定による。 (不正利得の徴収) 第14条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、地方税の滞納処分の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。 2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日